平成２７年（フ）第２１４号
愛媛県松山市小栗３丁目３番７号　内海小栗マンション202号、開始決定時の住所愛媛県松山市土居田町222番地10
破産者　宮田　賢二
1　破産債権の届出期間　平成28年４月28日まで
2　一般調査期日　平成28年６月13日午前10時
平成28年３月14日　　松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５３２３号
大阪市東住吉区湯里６丁目４―17　プラザ湯里305号、開始決定時大阪市東住吉区南田辺２丁目14番10号
破産者　植田　典昭
1　破産債権の届出期間　平成28年５月20日まで
2　一般調査期日　平成28年６月23日午後２時30分
平成28年３月11日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２８年（ヒ）第８号
北海道石狩市新港西３丁目702番地３
清算株式会社　株式会社アイテス北海道
代表清算人　中野　正敬
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（ヒ）第１００１号
岩手県二戸郡一戸町西法寺字稲荷25番地の20
清算株式会社　二戸ガス工業株式会社
代表清算人　小野寺保雄
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（ヒ）第４号
滋賀県甲賀市信楽町勅旨2408番地
清算株式会社　オーケイティー株式会社
代表清算人　奥田　信泰
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（ヒ）第５号
滋賀県甲賀市信楽町勅旨2408番地
清算株式会社　オーワイ株式会社
代表清算人　奥田　信泰
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大津地方裁判所民事部

特別清算協定認可

平成２７年（ヒ）第２０８２号
東京都港区西新橋１丁目22番14―1001号
清算株式会社　株式会社ケーエイチ商事
代表清算人　佐藤　英人
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　協定債権の権利変更及び弁済方法
清算株式会社は、協定債権者に対し、以下のとおり弁済し、その残余の免除を受ける。
⑴　協定債権の弁済
清算株式会社は、高見澤英治、高見澤英幸及び高見澤基を除く別紙協定案別表記載の各協定債権者（以下「本件協定債権者」という）に対し、本協定の認可決定確定日から１ヶ月以内に協定債権額の0.6672％の金員を弁済する。
⑵　本件協定債権者による免除
本件協定債権者は、第１項⑴の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
⑶　その他の協定債権者
高見澤英治、高見澤英幸及び高見澤基は、本協定の認可決定が確定したときは、清算株式会社に対し、各協定債権全額につき、その債務を免除する。
⑷　新たな財産が発見された場合の追加弁済
清算株式会社は、第１項⑴の弁済後に新たな財産が発見された場合、速やかに当該財産を換価し、当該弁済を受けた本件協定債権者に対し、当該換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて追加弁済する。この場合、本件協定債権者による第１項⑵の免除の効力は、当該追加弁済の限度で失われるものとする。
2　弁済の方法
⑴　預貯金口座への振込み
清算株式会社は、本件協定債権者が指定する金融機関の預貯金口座に振込む方法により弁済する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とし、本件協定債権者が、弁済期日の１週間前までに金融機関の預貯金口座を指定しなかった場合は、清算株式会社の本店で当該債権者に弁済する。
⑵　弁済額計算の際の端数処理
各協定債権への弁済額の計算の際に生じる１円未満の端数は切り捨てる。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

再生手続終結

平成２１年（再）第３号
山口県下松市大字下谷269番地の１
再生債務者　白須那高原開発株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画が遂行されることが確実であると認めるに至った。
平成28年３月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再）第２号
福岡市東区馬出４丁目８番31号
再生債務者　高丘（正）組こと　高丘　哲也
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　監督委員が選任されており、再生計画認可決定の確定後３年が経過した。
平成28年３月８日
福岡地方裁判所第４民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２８年（再イ）第１号
千葉県長生郡一宮町東浪見7929番地１（マウイ・ワイレア）
再生債務者　市原　隆伸
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年３月29日まで
4　一般異議申述期間　平成28年４月12日から平成28年４月26日まで
千葉地方裁判所一宮支部再生係

平成２８年（再イ）第１号
大分県佐伯市10305番地３
再生債務者　高木　義一
1　決定年月日時　平成28年３月８日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年３月29日まで
4　一般異議申述期間　平成28年４月５日から平成28年４月12日まで
大分地方裁判所佐伯支部

平成２７年（再イ）第２７号
千葉県山武郡九十九里町不動堂576番地
再生債務者　渡部　勝彦
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年３月31日まで
4　一般異議申述期間　平成28年４月14日から平成28年４月28日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（再イ）第２号
さいたま市西区大字西遊馬378番地14
再生債務者　渡部　信幸
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年４月１日まで
4　一般異議申述期間　平成28年４月15日から平成28年４月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２８年（再イ）第５号
千葉県佐倉市藤治台29番地１
再生債務者　石井　清孝
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年４月１日まで
4　一般異議申述期間　平成28年４月15日から平成28年５月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（再イ）第１４号
相模原市中央区淵野辺本町５丁目44番11号
再生債務者　奈良　歩佳
1　決定年月日時　平成28年３月11日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年４月１日まで
4　一般異議申述期間　平成28年４月15日から平成28年４月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部